第 6 章

オリンピックと東アジアのスポーツ政策 一日韓中3カ国のオリンピック開催前後の政策転換を中心に

朱 珉

目 次

- I オリンピックとアジア
- Ⅱ 概念整理と研究対象
- 1. 体育とスポーツ
- 2. スポーツ政策
- 3. 日韓中のオリンピック大会
- Ⅲ 日韓中のスポーツ政策
- 1. 日本のスポーツ政策
- 2. 韓国のスポーツ政策
- 3. 中国のスポーツ政策
- IV 考察

I オリンピックとアジア

オリンピック 2020 年東京大会は新型コロナウイルス感染症流行のため、延期を余儀なくされた。しかし、東京開催決定により、日本国内においては、オリンピックに対する関心が高まり、多くのオリンピック関連の著書が刊行され、研究ブームとして再燃した。オリンピックに関する研究は経済学、経営学、行政学、地政学、政治学、歴史学、法学、ジェンダー学、スポーツ社会学など、実に多分野にわたっている。本稿は筆者自身の研究関心から、「東アジアのスポーツ政策」というテーマを選定した。その理由は以下の通りである。

第一に、周知のように、オリンピックは、ヨーロッパを起源とする長い歴史をもつ世界的なスポーツ祭典である。しかし、20世紀以降、その夏季大会の開催都市を確認してみると、表1で示しているように、北米からアジア・オセアニアへ向かって、地理的に移り

変わってきた様子がうかがえる¹。また、冬季大会においても、2018年のピョンチャン大会、2022年の北京大会と、東アジアでの開催が続いている。つまり、脇役としてのアジアは少しずつオリンピックという舞台でスポットライトを浴びるようになった²。一方、日本国内における研究はヨーロッパを対象とするものが圧倒的に多い。近年、中国、韓国、台湾などの東アジアの国・地域に目を向ける研究も出てきているが³、全体的にみれば、アジアを対象とするものが少ないと言わざるを得ない。

表1 オリンピック夏季大会の開催都市所在地

	1900-1940	1941-1980	1981-2000	2001-2012
ヨーロッパ	8	5	1	2
北米	2	1	2	_
中南米	_	1	_	_
アジア	_	1	1	1
オセアニア	_	1	1	_

出所:町村(2007)、6ページより。

第二に、オリンピックは国際的なメガ・イベントであり、その開催(招致活動段階を含む)は各国のスポーツ政策に大きな変化をもたらすことが多い。例えば、ロンドン開催決定の2005年以降、イギリスのスポーツ政策には、社会的包摂、健康増進、犯罪抑制、発育支援といった政策課題の解決手段としてのスポーツの価値を強調することから、スポーツ文化の発展やロンドン大会のレガシーとしてのスポーツ習慣の創造を強調することへと、政策的言説の変化がみられた。また、ロンドン大会後に、再びスポーツの社会的価値を強調するようになった(金子 2017)。日本においても、2016年大会および 2020年大会に向けて、2010年のスポーツ立国戦略の策定、2011年のスポーツ基本法の制定、2012年のスポーツ基本計画の策定、2015年のスポーツ庁の創設などが矢継ぎ早に進められた。2020年東京大会は競技スポーツと生涯スポーツの両面において、今後の日本のスポーツ政策に変容をもたらそうとしている。では、ソウル大会を経験した韓国や北京大会を経験した中国では、そのような政策変化があったのだろうか。

以上のような問題意識に基づき、本稿はオリンピック開催により、日韓中3カ国のスポーツ政策がどのように変化し、そしてなぜそのような変化が生じたのかを考察すること

¹ もう1つのメガ・イベントである国際博覧会についても、同じことが言える(町村2007、6)。

² もちろん、オリンピックの開催回数や獲得したメダル数および IOC の委員数からみて、アジアはまだまだアウターサイダーであると認めざるを得ない。

³ 東アジアを前面に出した研究書について、日本語では土佐(2015)が、英語では William M.Tsutsui・Michael Baskett(2011)が挙げられる。

を目的とする。まず、分析にかかわる基本概念を提示する。次に、オリンピック開催前後を中心に、日韓中3カ国のスポーツ政策について、競技スポーツおよび生涯スポーツという視点から再整理する。最後に、3カ国における政策転換の背後にある「共通項」を探る。

Ⅱ 概念整理と研究対象

1. 体育とスポーツ

3カ国の政策記述にあたって、まず用語を整理しなければならない。日本では体育とスポーツを両方併用している。そのうち、「体育」は近代概念として、日本で漢字語化され、漢字文化圏へと広がっていたとされている。Physical Educationの訳語である「身体教育」、つまり「体育」⁴は、韓国ではチェユク、中国ではティーユーと発音される(土佐 2015、15)。

韓国では、日本とほぼ同じように体育とスポーツを両方併用している。例えば、日本の 文部科学省に相当する「文化体育観光部」や国家のスポーツ政策を管轄している「体育科 学研究院」といった官公庁の正式名称に、「体育」が使われている。一方、学術界やメディ アでは外来語であるスポーツが多く使用されている。

中国では、漢字表記のみということもあり、「体育」という用語は、体育とスポーツの両方を包括する言葉となっている。韓(2014)によると、いわゆる近代スポーツを意味する中国語として、本来外来語の音訳である「斯泡特」(si pao te)と表記すべきであるが、スポーツが中国の高校から普及し始めたことにより、学校教育に属している「体育」という用語と混乱が生じたという。新中国建国後に設立した「中華全国体育総会」がそのまま「体育」を使用したことがその混乱をさらに深めた。以下では中国に関する記述の場合、適宜使い分ける。

2. スポーツ政策

次に、「スポーツ政策」5について、ある程度の規定が必要である。

関(1997)は「スポーツ政策」を「スポーツの価値を実現するための方策の体系」と規定した。 そのうえで、この「スポーツ価値」の捉え方によって、権力的「スポーツ政策」としての 性格をもったり、国民的「スポーツ政策」としての性格をもったりすると指摘した。したがっ

⁴ 戦前の日本では、「体育」は「体育的国民総動員」が代表されているように、軍国主義精神 論とかかわり、身体の鍛錬と集団的規律と結びつくことが多かった。

⁵ 関(1997)の先行研究の分析をみる限り、日本の学術界では、1980年代まで「体育政策」と「スポーツ政策」両方が使われていたが、1990年代から「スポーツ政策」が使われるようになった。

て、「スポーツ政策」といった場合、狭義的には国主導の政策体系を指すが、広義的にはスポーツ団体や経済団体、地方自治体といった様々な主体による政策体系を指す。

『21世紀スポーツ大事典』における「国家とスポーツ政策」の項目では、スポーツ政策を「狭義的には国家・地方公共団体、あるいは支配的なスポーツ組織・集団等によるスポーツ振興・奨励(稀には禁止・抑制)のための方策・施策の体系を意味している。したがって、そこには政策立案主体におけるスポーツの価値、スポーツ問題等の捉え方によって一定の価値観・イデオロギーあるいは政治性が反映することになる。スポーツ政策が時に権力的な、あるいは国民的な性格をどの程度帯びるかは、それぞれの歴史的・社会的段階によって異なり、両者の矛盾・対立の関係だけでなく、相互浸透の関係などにより一定不変ではなく、かなりの可変性を有している」と定義している(森川 2015、40)。これは明らかに関(1997)の捉え方を継承したものである。

本稿では、オリンピックとの関連でスポーツ政策を考察するため、政策主体を国家に限 定して扱うことにする。

3. 日韓中のオリンピック大会

オリンピックはこれまで 31 回開催された。そのうち、第 24 回大会は 1988 年に韓国のソウルで、第 29 回大会は 2008 年に中国の北京で開かれた。韓国と中国は 1 回しか開催していないのに対して、日本の場合、やや事情が複雑である。コロナウイルスがなければ 2 回の開催で、「幻の東京オリンピック」を含むと、 3 回の開催権を獲得したとカウントすることもできる。本稿では、実際開催した 1964 年の東京大会を考察対象とする。

表2 日韓中3大会の基本情報

	東京大会	ソウル大会	北京大会
開催期間	10月10~24日	9月17日~10月2日	8月8~24日
参加国(地域)数	93カ国・地域	159 カ国・地域	204 カ国・地域
参加選手数	5,151 人	8,397 人	10,942 人
実施競技数	20	23	28
実施種目数	163	237	302
金メダル獲得数	日本 16 枚 韓国 0 枚 中国 一	日本 4 枚 韓国 12 枚 中国 5 枚	日本 9 枚 韓国 13 枚 中国 51 枚

注:中国は 1952 年のヘルシンキ大会に参加したが、その後「二つの中国」をめぐる問題で IOC を脱退したため、1984 年のロサンゼルス大会までの 7 大会に欠場した。出所:武田(2019)および関連資料より作成。

Ⅲ 日韓中のスポーツ政策

1. 日本のスポーツ政策

第二次大戦直後の日本は、連合国の占領下にあった。当初、占領軍は徹底した非軍事化と民主化政策を実施した。スポーツも民主化政策の下で、スポーツの「大衆化」路線が掲げられた。戦後、日本政府がスポーツへの姿勢を最初に示すものとして、1945年9月15日に出された文部省の「新日本建設ノ教育方針」を挙げることができる(尾崎 2012、39)。その中に、「明朗闊達ナル精神ヲ涵養スル為メ大イニ運動競技ヲ奨励シ純正ナスポーツノ復活ニ努メ」と書かれていた。

1950年の朝鮮戦争の勃発により、アメリカの世界戦略の一環として、日本を「アジア再建の基地」「極東の工場」とする動きが生じ、日本の国際復帰に追い風を吹いた。1951年にサンフランシスコ講和条約が調印され、同年第44次IOC総会で、日本はまずIOCへの復帰を果たした。翌年、条約の発効により、日本が主権を回復し、同年開かれたヘルシンキ大会に参加した。しかし、戦後初めて参加したこのオリンピック大会は、国民の期待に反し惨敗に終わった。スポーツの国際復帰をきっかけに、オリンピックを目指した勝利至上主義が台頭し、政府もオリンピックという舞台での自国アピールを考え、1958年に、東京オリンピック招致準備委員会が岸首相を会長として発足した。

1961年に、戦後初めてのスポーツ関連法・「スポーツ振興法」が超党派の議員立法として成立した。国民のスポーツ振興に寄与することを目的とするこの法律が、一番大きなインパクトを与えたのは、地方自治体のスポーツ行政であった(内海 2013a、 4)。しかし、実際は 1964年の東京大会でよい成績を得るために、選手強化事業は「異常な熱意で」(関1997、147)進められた。

東京オリンピックは、神武景気 (1954 ~ 1957 年)、岩戸景気 (1958 ~ 1961 年) という 2つの好景気を背景に、新幹線をはじめとする大型公共事業によるオリンピック景気を生み出し、1970 年代まで続く高度経済成長を支えた。この間、生活水準の向上は人々のスポーツ欲求を刺激した。1965 年頃からボーリングがブームとなり、1974 年頃からゴルフの大衆化が始まり、日本は「一億総レジャー」の時代を迎えた(中西 2015、63) 6。また、東

^{6 1972} 年 12 月に、国民生活審議会は「レジャーへの提言―消費者保護の立場から」を発表した。 翌年に通産省に「余暇開発産業室」が、さらに外郭団体として「余暇開発センター」が設置 され、余暇政策の推進が図かられた。また、内閣府の「国民生活に関する世論調査」におけ る「今後の生活の力点」という項目では、1980 年代前半に「レジャー生活」が第1位になり、 それが 2018 年まで続いていた。

京大会における「敗北」⁷は、日本人の体力不足と総括され、1964年12月に「国民の健康・体力増強対策について」が閣議決定され、「体力つくり国民会議」も総務庁主管で結成された。

一方、高度経済成長は国民の労働と生活環境を大きく変化させた。産業の合理化が進められ、労働の集中度の強化や精神緊張の激しさが増し、国民の健康不安やストレスが増大した。人類史的な「体力のパラダイム転換」が起き、栄養の高カロリー化が進んだ。健康とストレス解消にスポーツが結び付き、日常的なスポーツ参加への要求が高まった。

生活環境も悪化した。公害問題(水俣病、新潟水俣病、四日市ぜんそく、イタイイタイ病)が深刻で⁸、大都市への人口流入は都市部の人口増大による過密化と地方の過疎化によるコミュニティ崩壊を引き起こした。これらの問題の改善を要求するため、各地で住民運動が起きた。この時期は戦後の住民運動がもっとも高揚した時期であった。また、地方自治体も革新化し、1960年代後半から1970年代初期には、東京から大阪までは「革新ベルト地帯」とまで呼ばれ、全国に続々と革新自治体が誕生した。

こうした事態に対して、政府は脅威を感じ、住民運動に象徴されるような「社会的緊張」の発生を「草の根保守主義」の解体に原因があるとし、これを何とか「再編強化」をしようとした(関 1997、210)。また、経済優先政策だけに走ることができなくなり、内需拡大による国民生活の向上、「国民生活優先原則」に基づく生活の場としてのコミュニティの再生が重要な政策課題として認識されるようになった。

1969年に、国民生活審議会調査部会コミュニティ問題小委員会が「コミュニティー生活の場における人間性の回復」を公表し、「国家は国民の集合体であるとともに、コミュニティの集合体でもある。われわれは今日におけるコミュニティ不毛の状態が、人間性を回復し生活の豊かさを実現するための大きな障害となっている事実を真剣に憂慮せざるをえない」 9 とし、コミュニティの再生が謳われた。このコミュニティ構想の全国展開が、スポーツによってコミュニティの共同性再編と活性化を期待するコミュニティ・スポーツ論を一般化したものと考えられる(柳沢 2015、57)。

⁷ 日本は1964年の東京大会で金メダルを16個、銀5個、銅8個を獲得し、金メダル獲得数で世界第3位となったが、「日本のお家芸」と言われている水泳や柔道は成績不振であった。

^{8 1967}年に、公害対策基本法が制定され、1970年11月に、「公害国会」といわれた第64臨時 国会において、全面改定が行われた。

⁹ 国民生活審議会調査部会コミュニティ問題小委員会(「コミュニティ―生活の場における人間性の回復」

⁽http://www.ipss.go.jp/publication/j/shiryou/no.13/data/shiryou/syakaifukushi/32.pdf、2021年1月26日アクセス)。

1972年に、保健体育審議会 10 は「体育・スポーツの普及振興に関する基本方策について」を題する答申を出した 11。この答申は戦後初めての体系的なスポーツ政策と評され、これまでの競技スポーツ中心の振興策に対して反省し、「日常生活圏における体育・スポーツ施設の整備基準」を提示し、すべての国民が生涯スポーツを実践できる諸条件を整えるための具体的な基本方策を打ち出した。1973年に、経済企画庁の「経済社会基本計画―活力ある福祉社会のために」の中に「コミュニティ・スポーツ振興」の項が設けられた。そこでは、「スポーツ活動は増大する余暇を楽しみながら、人間本来の活動力を取り戻すという現代不可欠の要素である」としたうえで、「身近にかつ手軽に利用できる」「コミュニティ・スポーツ施設の整備を進める」と明記した。このように、国民を対象とする「コミュニティ・スポーツ振興」は「総合国策」に昇格された。

2. 韓国のスポーツ政策

韓国は第二次世界大戦後に、朝鮮半島の南半分で不安定な形で建国された。1950年に 朝鮮戦争が勃発し、約4年間の激しい戦闘が、すでに傷ついていた国を荒廃化した。強権 的な李承晩政権下の1950年代は、文人意識の優越からスポーツの普及に対して消極的で あり(土佐2012、78)、また実際スポーツの推進によって国民の支持を得る必要もなかっ た(デイビット・ゴールドブラット2018、294)。一方で、植民地時代の残滓としての軍 国主義的かつ勝利主義的なスポーツ文化が幅をきかせ、一握りのスポーツエリートが国家 のために奮闘する一方、大部分の国民はスポーツを経験したことがないまま観客となった (土佐2012、78)。

1961年の朴正煕軍事政権の発足により、韓国のスポーツ政策は第1の転換点を迎えた。1962年に、スポーツ政策の法根拠となる「国民体育振興法」が制定された。この法律は「国民体育を振興することによって国民の力を増幅させ、健全な精神を涵養し、明朗な国民生活を営ませるようにし、ひいては体育を通じて国威発揚に寄与すること」を目的として制定されたものである(飯田 2012、28)。「新日本建設ノ教育方針」を想起させる表現であるが、この法律に基づき、韓国では学校体育、職場体育、選手育成などが始められた。しかし、「やるエリート」と「見る大衆」という構図には大きな変化はなかった。この時期は「体力が

¹⁰ 保健体育審議会は1949年に文部大臣の諮問機関として設置され、2001年に中央教育審議会に整理・統合されるかたちで廃止された。その間19件の答申を出した。1951年に「保健体育並びにレクリエーションの振興方策について」を初めて答申し、2000年に「スポーツ振興基本計画の在り方について一豊かなスポーツ環境を目指して」を最後に答申した。

¹¹ この答申の詳しい内容については、内海 (2013a)、関 (1997) を参照されたい。

国力」というスローガンの下で、国民の体力向上とスポーツ振興が国民統合と国家発展につながると認識され、競技スポーツに力が注がれた(文部科学省 2011)。スポーツ選手村の設立、メダリストの年金制度、兵役免除などが整えられ、スポーツエリートを政策的に養成することが始まった¹²。北朝鮮との対立が激化する中で、社会主義の北朝鮮に負けたくないという強い思いもその背景の1つだと思われる。

韓国のスポーツ政策が第2の転換点を迎えたのは、全斗煥政権の時期である。朴政権がスポーツ政策の基礎を固めた時期であったとすれば、全政権の第5共和国時期は、スポーツ共和国と呼ばれるほど、どの歴代政権よりもスポーツ分野に多くの関心を注いだ(文部科学省2011)。まず、ソウルは1981年9月に、1988年のオリンピック開催地として選ばれ¹³、続いて11月に、1986年のアジア大会の開催地としても選定された。全斗煥は、それまで文教部に属していた体育局を体育部(日本の省)¹⁴に昇格させ、二大スポーツ大会の準備に当たらせた。また、「スポーツ立国」をスローガンに、国威発揚の手段としてスポーツの位置をさらなる高みへと押し上げた¹⁵。そのため、1983年に、「国民体育振興法」の第4次改正が行われた。この改正は、国民の自発的なスポーツ活動の奨励や保護・育成よりも、競技力向上による国力伸張の誇示や、統治者の卓越した指導力を示すためのスポーツエリート育成を狙ったものであった(張・鄭1994、163)。

1987年の6・29宣言によって、韓国は民主化に向けて第一歩を踏み出した。その後、文民政権と呼ばれる金泳三政権はさらに民主化政策を進め、エリートスポーツへの投資を減らした。国家財政の手厚い支援によって支えられていた競技スポーツ中心の政策は生涯ス

¹² メダリストの年金制度と兵役免除は韓国の独特(unique)な制度であり、特にメダリストの年金制度はスポーツエリートのパフォーマンス向上に効果的であった(Hyung-Joong Won and Eunah Hong2015、141)。

^{13 1979}年1月に、大韓体育会会長に就任した朴鍾奎は最初にソウルへのオリンピック招致を 建議した。日本を訪問し、日本の経験を聞いた文教部は「八八五輪誘致建議案」を作成し、 同年9月に内閣を通じて大統領府に伝えた。朴正煕大統領は即座に誘致を承認した(安部 2016、24)。

^{14 1982}年に新設された体育部の初代長官は当時政権のナンバーツーである蘆泰愚であった。体育部は1990年に、「体育青少年部」に名称が変更され、青少年育成に関する業務が追加された。1993年に、文化部と体育青少年部が統合され、「文化体育部」となった。1998年に、「体育」という言葉が消え、一時「文化観光部」になったが、2008年に現在の「文化体育観光部」となった(文部科学省2011)。

¹⁵ 全斗煥政権は禁欲的な倫理を強調し、「娯楽」に対して否定的な姿勢をとった朴正煕政権と 異なり、「3S」(Sport、Sex、Screen)と呼ばれる開放的な大衆文化政策を取っていた(木 村2012、82)。

ポーツへとシフトした。まず、国民生活体育振興総合計画(ホドリ計画:1990-1992年)¹⁶ が策定され、すべての国民のためにスポーツ施設を拡充し、年齢、性別、経済状況を問わずスポーツに参加できるようにすることが目標として掲げられた。1991年に生涯スポーツを専門に担当する国民生活体育会が設立され、国民の生活体育の振興のための制度的な基盤が構築された。次に、それまで遅れていた生涯スポーツを重点的に発展させ、競技スポーツとバランスよく育成することが目指された。第1次国民体育振興5ヵ年計画(1993-1997年)の重点推進課題は、生涯スポーツ振興を通じて、国民のスポーツ参加率を先進国水準の50%以上に引き上げ、水泳、陸上、体操などの基本競技種目と冬季競技種目を重点的に育成することである(文部科学省2013、25-27)。第2次国民体育振興5ヵ年計画(1998-2002年)は、2002年のサッカーワールドカップ日韓大会を成功させるための基盤施設の拡充と国民の生涯スポーツの機会拡大に重点を置いた。

3. 中国のスポーツ政策

1949年10月1日に、中華人民共和国が建国した。それに先立つ9月30日に制定された共同綱領(臨時憲法)の第48条に「国民体育」の振興が盛り込まれた。翌年に朝鮮戦争が勃発し、スポーツ事業は建国当初の新政府にとって、言うまでもなく国防と国民の体力向上のためであり¹⁷、スポーツの普及に重点が置かれた。1951年に、全国範囲でラジオ体操が推し進められ、1954年に、旧ソ連をまねした国民の身体的鍛錬を促す「労衛制」が導入された¹⁸。メルボルン・オリンピック大会への参加をきっかけに、競技スポーツにも力を入れるようになり、1960年代初頭には、競技力向上のために体制づくりが本格化した(陸 2008、172)。

「文化大革命」の10年間を経て、1978年に、中国は改革開放時代に入った。翌年、中国は正式にIOCに復帰した。しかし、「文化大革命」によって、競技選手の正常なトレーニングが停止され、競技力が大幅に低下した。オリンピックでいい成績を残すことが重要課題となり、競技力の向上がスポーツ政策の目標となった¹⁹。当時の中国の経済状況を考

¹⁶ ホドリはソウル大会のマスコットである。「ホ」は虎で、「ドリ」は男の子の愛称である。

^{17 1949} 年 10 月の全国体育総会第一回代表大会において、中央人民政府の副議長であった朱徳は、「現在我が国のスポーツ事業は、人民に、そして国防と国民の健康に奉仕しなければならない」と発言した(閏 2009、14)。

^{18 「}労衛制」は「労働衛国体育制度」の略称である。1954年に暫定条例、1958年に12条からなる「労働衛国体育制度条例」が公布された。この条例の日本語全訳は笹島(1964)を参照されたい。

¹⁹ 具体的な政策は金(2013)を参照されたい。

えると、短期間で国際競技大会で勝利を得るために、競技スポーツに集中的に財政投入するしかなかった。実際、競技スポーツ優先発展の成果はすぐに現れた。1984年のロサンゼルス大会で、中国は金メダルの獲得数で日本を上回り、第4位に浮上した。そのほか、中国女子バレーの五連覇や第11回アジア競技大会の北京開催によって、中国ではスポーツブームが起きた。国務院も「国家体育鍛錬基準施行弁法」や「学校体育工作条例」を出し、大衆スポーツ、学校の体育教育の発展を促進したが、これも競技選手育成のための一環として理解すべきであろう。

1992年の「南巡講話」によって、中国の経済改革²⁰は新たな段階に入った。1993年に、中国は本格的に市場経済の導入を始め、スポーツ分野においても、計画経済から社会主義市場経済への転換に適応するため、体制改革が必要であった。つまり、国家財政に頼るだけのスポーツ事業ではなく、社会各界の力によってスポーツを振興することであり、スポーツの社会化と産業化である²¹。1995年に、国務院は「中華人民共和国体育法」や「全民健身計画綱要」²²および「オリンピック争光(メダル獲得)計画綱要(1994 - 2000年)」と一連の重要文書を公布した。「中華人民共和国体育法」は中国スポーツ関連の初めての法律であり、その第2条は「スポーツ事業は全民健身を基礎とすべきであり、スポーツの普及と競技力の向上を結び付け、各種のスポーツの協調的発展をしなければならない」と規定している。「全民健身計画綱要」と「オリンピック争光(メダル獲得)計画綱要(1994 - 2000年)」はそれぞれ大衆スポーツと競技スポーツの振興を具体化したプランである。

90年代を通して、中国の経済発展は目を見張るものであった。1997年の香港返還および1999年のマカオ返還によって、中国はますます大国としての自信を取り戻した。2001年、北京が2008年のオリンピックの開催権を獲得したことにより、オリンピック実践準備のための「政策の窓」が開かれた。2002年に、国家体育総局は「オリンピック争光(メダル獲得)計画綱要(2001 - 2010年)」を発表し、競技種目の重点化、資源配置の合理化およびトレーニングの科学化などが提唱された。同年、「新時期の体育工作をさらに強化および改善することに関する意見」が公布され、2008年のオリンピックを契機に、全民健身計画をさらに推進し、多元的なスポーツ体系を構築し、競技スポーツの発展戦略を全面的に実施することが強調された。2003年に「公共文化体育施設条例」が、2006年に「農

²⁰ デイビッド・ゴールドブラットは中国の経済改革を「歴史上で最も大規模かつ迅速な産業革命に火をつけた経済改革」と表現している(デイビッド・ゴールドブラット 2018、371)。

^{21 1994}年にサッカーのプロ化が始まり、またスポーツ宝くじも発行された。

^{22 「}全民健身計画綱要」は 1995-2000 年と 2001-2010 年の 2 段階を想定し、全国民を対象にスポーツの普及を目指しているが、青少年と児童が重点である。

民の体育健身プロジェクトを実施することに関する意見」が公布され、国民がスポーツするための施設の充実も図られた。しかし、「歴代で最もレベルの高い」オリンピックを開催することは、中国の威信をかけた一大イベントであるため、オリンピックの準備はもちろん挙国体制で進められ、スポーツ政策の基調もやはり競技力向上にあった。国民のスポーツ参加への推進も「全民健身とオリンピックが同時に進行する」、「オリンピックを迎え、オリンピックに参加し、オリンピックに奉仕する」といったスローガンで表しているように、あくまでもオリンピックを盛り上げるためのキャンペーンである。

北京オリンピックは大成功を収めた。中華民族の100年の夢を実現した中国²³では、オリンピックへの熱が急速に冷め、北京大会前からすでに生じた金メダル至上主義への反省²⁴がさらに高まると同時に、国民の体質低下や青少年の体力低下が懸念材料となり²⁵、競技スポーツ一辺倒政策への修正がみられた。2009年1月に、国務院は北京オリンピックの開催日である8月8日を「全民健身日」に指定し、9月に生涯スポーツに関する法規・「全民健身条例」を公布した。2011年、国家体育総局は「オリンピック争光(メダル獲得)計画綱要(2011—2020年)」を発表したが、「人をもとに、均衡的に発展する」という方針を掲げた。

Ⅳ 考察

以上、日韓中3カ国のスポーツ政策を簡単に振り返った。オリンピック開催前後のスポーツ政策をみると、日韓中3カ国においては、いずれも競技スポーツ中心の政策から生涯スポーツの振興に重点を置く政策への転換が生じていた。では、なぜこのような政策の方向転換が起きただろうか。

- 23 1908年のロンドン大会の刺激を受け、『天津青年』という雑誌に著名な教育家・張伯苓の原稿が掲載された。そこでは、中国は一体いつになればオリンピックに参加する選手を1人でも派遣できるのか、いつになればオリンピックに参加するチームを派遣できるのか、またいつになればオリンピックを開催できるようになるのか、という3つの質問を国民に投げかけた。このことから、中国国内のメディアは2008年の北京大会の開催を、「百年夢想」(百年越しの夢)と呼んでいる。
- 24 特に有名なのはネットで話題となった「オリンピックの罠」と略称される文章で、1 枚の金メタルのために、大量の財力・人力を投じたことに対して批判的な論調で書かれていた。原文は林思雲(2014)と思われる(http://www.aisixiang.com/data/3888.html、2021年2月4日アクセス)。
- 25 「金牌賺了一大堆体質輸了一大截」網易新聞網 (https://news.163.com/10/1129/02/6MKGTLFM00014AED.html、2021 年 2 月 4 日アクセス)。

オリンピックの開催国は、しばしば自国をアピールし、世界に自国を再認識にさせるた めに、オリンピックという国際舞台を利用する。日韓中3カ国において、この点がより顕 著に表れている。なぜなら、日韓中3カ国は、西側諸国に圧迫され、戦争の廃墟から立ち 直ったという共通の経験があるからである。日本は第二次世界大戦の敗戦国であり、1952 年に主権を取り戻すまで占領軍に支配されていた。韓国は朝鮮戦争によって、世界の最貧 国の1つに転落した。中国は8年もの国内戦争を経てから新中国を建国し、建国直後も朝 鮮戦争に参戦した。ヨーロッパ発祥の「平和の祭典」と称されるオリンピックを開催する ことは、日韓中にとって、過去の屈辱の歴史を払拭し、自国に対するステレオタイプを刷 新するという重要な意味をもつ。言い換えれば、オリンピックの開催は1つのシンボルで あり、それは日韓中3カ国が「大家族」の国際社会に再び溶け込み、尊厳ある国際地位 を獲得することを意味する。1964年の東京大会は平和で経済的に繁栄している真新しい 日本の国際社会への完全復帰を宣告している 26。名古屋を退けオリンピックの誘致を成功 したこと自体はすでに韓国の民族意識を鼓舞したが、実際冷戦状況下で東西両陣営とも に参加する27ソウル大会を成功裡に導いたことが、韓国の国際的威信を大きく向上させ た。2008 年の北京大会では、中国は史上初めて金メダル数1位となり、「東亜病夫」(sick man of Asia) の汚名を返上し、パワフルで自信に満ちた中華民族の姿を世界に見せつけた。 ロバート・ホワイティングは、「東京オリンピックによって日本が今や西洋諸国と同等で あり、尊重されるべき勢力となりつつあることが示された」(ロバート・ホワイティング 2019、147)と述べているが、韓国や中国についても同じことが言えるであろう。

もちろん、オリンピックというメガ・イベントを開催するには、一定程度の経済力が必要である。日韓中3カ国のオリンピック開催は時間軸上でほぼ20年間のズレがあるが、3国の経済成長のズレと解釈することができる。日本は1960年代に高度成長期に入り、オリンピックを起爆剤に、1968年に世界第2位の経済大国に上り詰めた。韓国は「漢江の奇跡」と呼ばれる経済成長を遂げ、1980年代には途上国から脱し、その成果をソウル・オリンピックにつなげた。中国はさらに遅れて、1990年代までは東アジア経済論にすら登場しなかった。1992年の「南巡講話」により、経済的「離陸」を達成し、2001年にWTOに加盟することができ、オリンピックの開催権を獲得した。また、1960年以降

²⁶ ニューヨークタイムズの 1964 年 11 月 11 日付の記事・"Japan Throwing off Clock of Isolation" では、1964 年の東京大会を「the total welcome back into the family of nations」と表現した。

²⁷ ソウル・オリンピックは分断国家における大会で、共産圏諸国の参加を危ぶむ声もあったが、 旧ソ連、中国、東欧諸国など共産圏主要国は早々と参加を決定し、不参加となったのは北朝 鮮、キューバー、エチオピア、ニカラグア、アルパニア、セーシェルの6カ国にとどまった。

オリンピック復興運動に関する社会文化中的考察

のオリンピック開催地を、開催国の一人当たり GDP の対米比率および首都かどうかを基準に分類してみると、表3のような結果となった。東京、ソウルおよび北京はともに「2割国型の首都」に分類されており、いわゆる新興国型に属している(町村 2007、6)。

表3 1960年以降のオリンピック開催都市の類型

1人当たり GDP の対米比率	首都	首都以外
2割国型	ローマ (1960年)、東京 (1964年)、 モスクワ (1980年)、ソウル (1988 年)、アテネ(2004年)、北京(2008年)	
6 割国型		ミュンヘン (1972年)、バルセロナ (1992年)、シドニー (1984年)、アトランタ (1996年)
10 割国型		モントリオール(1976年)、ロ サンゼルス(1984年)、アトラ ンタ(1996年)

出所:町村(2007)、7ページより加筆。

西洋に比べ、東洋の近代化が遅れている。その「遅れ」に対するコンプレックスを、日韓中3カ国はオリンピック開催を通じて、克服しようとした。当然ながら、オリンピック開催は国家の威信をかけた事業であり、オリンピックで勝利することが大国に相応する国力の体現でもあるため、金メダル獲得を目指す競技スポーツ政策の推進が最優先された。

オリンピック開催は、日韓中3カ国の国民に誇りを取り戻させ、大きな達成感と満足感をもたらした。一方、この国を挙げての一大イベントが終わると、使命達成による満足感もピークを越え、オリンピックへのこだわりが薄まっていき、競技スポーツの重要性は相対的に低下していった。それに対して、オリンピックをきっかけに、国民のスポーツに対する関心が高まり、生涯スポーツを推進する好機となった。また、国際的な背景として、1960年代に始まったスポーツ・フォー・オール(Sport For All)28のムーブメントが挙げられる。スポーツ・フォー・オールとは、国際的に「みんなの生涯スポーツ」を意味し、国民の「誰もが」「いつでも」「どこでも」スポーツや身体活動に参加できる権利を享受できるというヨーロッパ生まれの考え方である29。ドイツ・イギリスを中心に世界的に広がり、多くの国がこの考え方を取り入れて生涯スポーツの振興事業を行っている(野川等

²⁸ 日本では、1970年代から日本語表記を「スポーツ・フォア・オール」を使用してきたが、近年「スポーツ・フォー・オール」が主流となっている。

²⁹ 内海(2013 b) はスポーツ・フォー・オールを政策として定義している。すなわち、「国家・自治体が国民および住民のスポーツ参加を促進させるために、スポーツの条件整備(施設建設や、教室の開催、指導者養成、地域クラブの育成など)を率先して行い、国民がスポーツを享受する権利を保障する政策である」。

1997、71)。1985年に、IOCのスポーツ・フォー・オール専門委員会も発足された。日本では、国民のスポーツ権 30 に関する研究が 1971年 12月の『体育科教育』誌の特集を契機に活発化し、海外動向の紹介や文部省による海外研修も行われていた(内海 2013a、14)。韓国の場合、1991年に、国際スポーツ・フォー・オール協議会(TAFISA) 31 のアジア・オセアニアの地域団体として、アジアニア・スポーツ・フォー・オール協会(ASFAA)がソウルで設立され 32 、同年設置された国家生活体育会も 1 つのランドマークである(Hyung-Joong Won and Eunah Hong2015、142)。中国の場合、2002年に、ASFAA のコングレスが、2011年に IOC スポーツ・フォー・オールコングレスが北京で開催された。また、2009年に「全民健身日」を新設し、その「全民健身」のシンボル・マークに明確に「Sports For All」を表記した。

オリンピック開催後の日韓中3カ国において、国内的には国民のスポーツに対する需要が高まる一方、競技スポーツ一辺倒政策への反省を含み、国際大会での成績を、オリンピック開催前に比べ、より冷静に客観的に受け止めることができるようになった。国際的なスポーツ・フォー・オールの影響も受け、3カ国では、生涯スポーツに重点を置くような政策転換が行なわれた。

日韓中3カ国のオリンピック大会はすべて3カ国の西欧へのキャッチ・アップ期に開催された。以上でみてきた3カ国におけるスポーツ政策の転換も西欧への「遅れ」を意識した結果であると言えるかもしれない。

参考文献

〈日本語〉

安部誠 (2016) 民主化・経済発展・体制間競争——九八八年ソウル五輪 アジ研ワールド・トレンド No.250, 24-27.

飯田義明 (2012) 韓国におけるスポーツ政策とサッカー界の現状 平成 24 年度専修大

- 30 スポーツ権とは、スポーツをすることがすべての人々の基本的人権のことである。1975年に、第1回ヨーロッパ・スポーツ担当閣僚会議でスポーツ・フォー・オール憲章(みんなのスポーツ憲章)が採択され、その第1条に「すべての個人は、スポーツを行う権利を有する」と規定している。
- 31 TAFISA はスポーツ・フォー・オール運動の推進組織として最も古い歴史をもつ。 4 大陸 に 4 つの地域団体が置かれており、 ASFAA のほかに、 TAFISA Europe、 PASFAF および TAFISA Africa がある。
- 32 ASFAA の事務局は 2001 年までは日本の笹川スポーツ財団に、その後、韓国の釜山スポーツ・フォー・オール協会に置かれていた。 2006 年 12 月に中国の国家体育総局内に移設され、現在、マカオに置かれている。

学社会体育研究所韓国研究会報告. 28-29.

内海和雄 (2013a) 戦後日本の福祉とスポーツ 広島経済大学研究論集第 36 巻第 1 号, 1-31.

内海和雄 (2013b) スポーツ・フォー・オールと福祉国家 広島経済大学研究論集第 35 巻第 4 号, 29-61.

尾崎正峰 (2012) 地域スポーツを支える条件の戦後史―指導者、特に職員問題に注目して スポーツ社会学研究 20(2).37-50.

金子史弥 (2017) 2012 年ロンドンオリンピックとイギリススポーツ政策の変容 筑波 大学体育系紀要 40, 29-42.

木村幹 (2012) 第5共和国の対民主化運動戦略:全斗煥政権は何故敗れたか 国際協力 論集第20巻第1号,63-91.

笹島垣輔 (1964) 中華人民共和国の体育とスポーツ 体育研究所紀要第4巻第1号,11-34

関春南 (1997) 戦後日本のスポーツ政策―その構造と展開 大修館書店

武田薫 (2019) オリンピック全大会 朝日新聞出版社

張世昌・鄭守皓 (1994) 韓国のスポーツ政策における競技力向上策に関する研究―競技 力向上のための選手年金制度を中心に 日本体育学会大会号 45, 163.

デイビッド・ゴールドブラット (志村昌子・二木夢子訳) (2018) オリンピック全史 原書房

土佐昌樹 (2012) 韓国のスポーツ・ナショナリズム Asia Japan Journal (7),71-85.

土佐昌樹編著 (2015) 東アジアのスポーツ・ナショナリズム―国家戦略と国際協調のは さまで ミネルヴァ書房

中西淳司 (2015) レジャー・スポーツ産業の興隆 21 世紀スポーツ大事典 大修館書店 62-66.

野川春夫・前田博子・萩裕美子・川西正志・柳敏晴・北村尚浩 (1997) アジアにおける 生涯スポーツ振興に関する国際比較研究 自由時間研究 (21),71-79.

町村敬志 (2007) メガ・イベントと都市空間―第二ラウンドの「東京オリンピック」の 歴史的意味を考える スポーツ社会学研究 15, 3-16.

森川貞夫 (2015) 国家とスポーツ政策 21 世紀スポーツ大事典 大修館書店 40-41.

文部科学省 (2011) 諸外国および国内におけるスポーツ振興施策等に関する調査研究 (平成 22 年度): 韓国 (https://www.mext.go.jp/a_menu/sports/chousa/detail/1309352. htm)

文部科学省 (2013) スポーツ庁の在り方に関する調査研究事業 (平成 24 年度): 韓国 (https://www.mext.go.jp/component/a_menu/sports/detail/__icsFiles/afieldfile/2014/04/18/1333135_2.pdf)

柳沢和雄 (2015) コミュニティスポーツと生涯スポーツ 21 世紀スポーツ大事典 大 修館書店 56-59.

陸小聡 (2008) 『新体育』から見た中国スポーツの現代史 教育ネットワークセンター 年報第8号,170-176.

ロバート・ホワイティング(玉木正之訳) (2019) ふたつのオリンピック―東京 1964/2020 角川書店

〈中国語〉

陳顕健 (2007) 韓国体育発展模式対長三角地区建設体育強省的啓示—以浙江省的調研為 個案 体育与科学 5 月 . 52-56.

韓丹 (2014) 纵論中国体育:特徵、概念、歷史和転型 体育与科学 11 月, 1-13. 金世斌 (2013) 改革開放以来我国体育政策演進与価值嬗变 体育与科学 1 月, 36-41. 閆華 (2009) 中国、日本、韓国奥雲会後体育政策発展変化的比較研究 体育与科学 11 月, 11-16.

林思雲(2014) 奧運会已経変成汲取国家金銭財富的陷井 愛思想網(http://www.aisixiang.com/data/3888.html)

「金牌賺了一大堆 体質輸了一大截」網易新聞網 (https://news.163.com/10/1129/02/6 MKGTLFM00014AED.html)

〈英語〉

Hyung-Joong Won and Eunah Hong (2015) The development of sport policy and management in South KoreaInternational Journal of Sport Policy and Politics, Vol. 7, No. 1, 141–152

William M. Tsutsui · Michael Baskett (2011) The East Asian Olympiads1934-2008: Building Bodies and Nations in Japan,Korea,and China Global Oriental